

2022年12月1日

(吸収分割会社)

東京都渋谷区渋谷三丁目8番10号4階
株式会社アイブリット
代表取締役社長 香川 敏雄

(吸収分割承継会社)

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
ビーウィズ株式会社
代表取締役社長 森本 宏一

吸収分割にかかる事後開示書面

(会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める書面)

株式会社アイブリット（以下「アイブリット」又は「分割会社」といいます。）及びビーウィズ株式会社（以下「ビーウィズ」又は「承継会社」といいます。）は、2022年10月27日付で締結した吸収分割契約書（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2022年12月1日を効力発生日として、アイブリットの Omnia LINK 販売事業に関して有する権利義務をビーウィズに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本吸収分割について、会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき、次のとおり開示いたします。

なお、本吸収分割は、アイブリットにおいては会社法第784条第1項に定める略式分割、ビーウィズにおいては会社法第796条第2項に定める簡易分割に該当するため、いずれにおいても株主総会の承認を経ずに本吸収分割を決定しております。

記

1. 本吸収分割が効力を生じた日
2022年12月1日
2. 分割会社における事項
 - (1) 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

分割会社の株主は承継会社のみであるため、本吸収分割について、会社法第 784 条の 2 の規定に基づき分割会社に対して本吸収分割の差止めを請求した株主はおりませんでした。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

本吸収分割は、会社法第 784 条第 1 項に定める略式分割に該当するため、会社法第 785 条第 2 項第 2 号及び第 3 項の規定により、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求にかかる手続の経過

分割会社は新株予約権を発行していないため、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者異議にかかる手続の経過

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、2022 年 10 月 28 日付の官報において債権者に対する公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 吸収分割の差止請求にかかる手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の決議を経ずに本吸収分割を実施しており、同法第 796 条の 2 ただし書により、承継会社の株主は、同法第 796 条の 2 の規定による本吸収分割の差止請求をすることはできないため、該当事項はありません。

(2) 株式買取請求にかかる手続の経過

承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき株主総会の決議を経ずに本吸収分割を実施しており、同法第 797 条第 1 項ただし書により、承継会社の株主は、同法第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求をすることはできないため、該当事項はありません。

(3) 債権者異議にかかる手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項に基づき、2022 年 10 月 28 日付の官報及び同日付の電子公告において、同社の債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項第 2 号の規定に基づき異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
承継会社は、本吸収分割の効力発生日（2022年12月1日）をもって、本吸収分割契約の定めに従い、分割会社から、分割会社の Omnia LINK 販売事業に関する資産、負債その他の権利義務を承継いたしました。本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した資産の額（概算額）は909,900円、負債の額（概算額）は0円です。

5. 吸収分割の変更の登記をした日
2022年12月14日（予定）

6. その他重要な事項
該当事項はありません。

以上